

ハザードトーク端末電池保守約款【M1用】

本約款は取扱説明書などに沿った正常な使用をしていたにも関わらずハザードトーク本体及び電池に故障が発生した場合に、代替え対応を行う旨定めるものです。本約款はハザードトーク利用約款の個別規定として、その一部を構成するものとします。

1. 保守対象

(ア) ハザードトーク本体と電池を保守対象とします。ハザードトーク本体に付帯されている、SIM カード、マイクロ SD カード、充電用 AC/DC アダプター、充電用ケーブルは、全て当保守の対象外とします。

2. 保守期間

(ア) 契約期間を対象と致します。但し、本端末の修理に要する部材の販売が中止された場合は、事前にご連絡の上、保守を終了するものと致します。

(イ) 約定通りにお支払いをなされていない場合等、契約期間内であっても端末保守の対象とはなりませんのでご注意ください。

3. 次のような場合には契約期間内でも有料修理とさせていただきます。

(ア) 盗難、置き忘れ等、紛失した場合。

(イ) ご使用上の誤り（水などの液体こぼれ、落下、水没等）、または改造、誤接続や誤挿入による故障・損傷の場合。

(ウ) 火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、公害、塩害、ガス害（硫化ガス等）、異常電圧や指定外の電源使用による故障・損傷の場合。

(エ) 接続している他の機器、非純正品、不適當な消耗品またはメディアのご使用に起因して本端末に生じた故障・損傷の場合。

(オ) 自然消耗、摩耗、劣化等により各部ゴム部品等の交換が必要となった場合。

(カ) お買い上げ後の輸送や移動または落下等、利用者における不適當なお取り扱いにより生じた故障・損傷の場合。

(キ) 本端末のハードウェア部分に起因しない不具合（例：ウイルス感染による不具合等）の場合。

(ク) 利用者が設定されたパスワードの忘却により、メインボード、本体カバーその他の部品の交換が必要になった場合。

(ケ) 利用者のご使用環境や、維持・管理方法に起因して生じた故障・損傷の場合（例：埃、錆、カビによる故障等）

4. 修理業務の委託

当社の判断と責任のもとで、協力会社に本サービス（これに付随関連する業務を含みます）の全部または一部を委託する場合がございます。

5. 電池の交換について

- (ア) 1年6ヶ月の継続利用毎に一回の交換を、利用者からの申請を以て承ります。
- (イ) 継続利用期間が1年6ヶ月に満たない場合での電池交換は、1年6ヶ月までの残月数×1,000円(税抜)をお支払い頂くことで承ります。
- (ウ) 電池交換作業は、申請から1ヶ月ほどお待ちいただく場合がございます。

6. 端末の交換について

- (ア) 端末交換が必要と当社が判断した場合や、端末本体が生産中止等の理由により調達困難である場合には当社が選定する同等程度の機能・性能を有する製品(修理依頼品等と類似の製品・異機種を含みます)との交換をもって、本サービスの提供とさせていただきます場合がございます。
- (イ) 端末交換時の利用者のご負担金は、10,000円(税抜)となります。
- (ウ) 端末の再設定(Pトーク、フォトス、DEWS、050プライム等)の費用は発生致しません。

7. 送付方法

- (ア) 当社から代替品を先に利用者へ送付後、修理品および電池交換対象端末を送付して頂きます。
- (イ) 送料は各々送付元払いとします。

8. データの取り扱い

- (ア) 本サービスの提供の過程で、当社は、記録データについての複製・バックアップや復元作業等は一切行いませんので、ご了承願います。修理のために必要と当社が判断する場合、修理依頼品等の記録媒体等の初期化、交換、工場出荷時の状態にする作業等をおこなわせていただきます。その際、著作権を含む記録データおよび利用者が追加インストールしたファイルやプログラム、電話番号等の顧客情報、設定等は失われます。必要なファイルおよびプログラム等は、あらかじめ利用者にてバックアップを作成いただくようお願いいたします。
- (イ) 作業の過程で記録データの破損・消失等が生じる場合があります。記憶装置に記載された内容は、故障や障害の原因に関わらずその損失、損害については一切その責任を負いません。

9. 修理により取り外した部品の所有権は当社に属します。

10. 液晶ディスプレイはごく一部に非点灯、常時点灯等の表示が存在する場合があっても有料、無料を問わず修理交換はできません。

11. 本書は日本国内においてのみ有効であり、保守は国内でご利用の場合に限定されます。

12. 個人情報の取扱いについて

- (ア) 修理のために当社から修理委託している会社等に必要な範囲で利用者の個人情報を知らせる場合がありますが、No. 1グループの個人情報保護方針に従って適切に取り扱わせていただきます。

令和4年8月1日 制定・施行

令和5年8月18日 一部改訂